

ひょうご子育てコミュニティ規約

(名称)

第1条 この会は、ひょうご子育てコミュニティとする。

(目的)

第2条 この会は、地域の子育て支援に大きな役割を果たしているNPO、行政、企業、大学等の団体が継続して情報を共有し、協働して子育て支援を行う仕組みをつくり、社会全体での子育て支援の取り組みを一層進めることを目的とする。

2 この規約において、子育て支援とは、子育て・子育て、親育て・親育てなどへの支援を総称するものをいう。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の子育て情報及び行政の子育て情報の収集・発信
- (2) 地域の子育て人材養成への支援
- (3) 会員の資質向上のための講習会の実施
- (4) 会員相互による協働事業の実施
- (5) 前各号の掲げる事業の調査研究
- (6) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 この会は、正会員、賛助会員、情報会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(正会員)

第5条 正会員は本会の趣旨に賛同し、協働して子育て支援を行おうとする団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治、宗教、営利(企業等が社会貢献事業等として取り組む場合は除く)、その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするものの入会は認めないものとする。

- (1) 兵庫県内を主たる活動領域とするNPO（法人認証の有無は問わない。）、
- (2) 兵庫県
- (3) 兵庫県内の市町
- (4) ひょうごボランタリープラザ
- (5) その他兵庫県内の地域で活動する企業、大学等

2 正会員は、総会での議決権を有する。

(賛助会員及び情報会員)

第6条 賛助会員及び情報会員は本会の趣旨に賛同し、その活動を支援しようとする意思を持った団体又は個人とする。ただし、政治、宗教、その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするものの入会は認めないものとする。

2 賛助会員及び情報会員は、総会での議決権を有しない。

(会員の資格等)

第7条 入会は、入会の申込みをなし、幹事会における承認を受けることにより発効する。

幹事会は、会報等によって新規入会者を会員に告知する。

2 会員は、本会の設置目的その他本会の運営を阻害する行為をしてはならない。

3 会員は、この会で得た情報は、第 2 条に規定する目的を達成するために使用するものとし、営利その他の目的に使用してはならない。

4 正会員及び賛助会員が本条の要件に違反すると判断される場合又は次条に規定する会費を2年以上滞納した場合は、幹事会の決定により、情報会員に変更することができる。
(会費)

第8条 会員は、代表幹事が通知する期限までに、次の各号の年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員（第5条第1項第1号及び第5号に規定するものに限る。） 1口 1,000円

(2) 賛助会員（団体） 1口 10,000円

(3) 賛助会員（個人） 1口 1,000円

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する正会員のうち、同項第2号から第4号までに規定するものにあつては、別に定める手段による協力に代えることができる。
(会議)

第9条 この会の議決機関は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は、代表幹事の招集により毎年1回開催する。

ただし、幹事会の出席者の4分の3以上の賛成により、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、正会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 幹事の選出

(4) 会計監査の選出

(5) 規約の変更

(6) その他幹事会が重要と認める事項

3 総会は正会員の4分の1の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、賛否同数の場合にあつては、議長の決するところによる。

4 議長は総会出席会員の互選により選出し、総会を進行する。

5 総会の議決を要するもので緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができない場合は、幹事会の議決をもって総会の意見とみなすことができる。

6 前項の議決事項については、次期総会で報告しなければならない。

(幹事会)

第11条 この会の運営を円滑に行うため、30名以内の幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、その任期を伸長する。

3 幹事を希望する者が幹事の上限を超えた場合は、総会までに選挙を行い候補者を定める。

4 幹事会に、幹事の互選により、1名の代表幹事、4名以内の副代表幹事、2名以内の会計及び1名の事務局長を置く。事務局長が会計監査以外の役職を兼任することは可能とする。

5 前項役職の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、その任期を伸長する。

- 6 幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集する。
- 7 幹事会は、会員にこの会の会員としてふさわしくない行為があると認められるときに、出席者の4分の3以上の賛成により、会員を退会させることができる。

(会計監査)

第12条 この会に、2名以内の会計監査を置く。

- 2 会計監査は、会員の中から選出し、幹事を兼ねることができない。
- 3 会計監査は次の職務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況について、幹事に意見を述べ、又は幹事会の招集を請求すること。
- 4 会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、その任期を延長する。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 事務局長のもとにこの会の事務局を置く。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、この会に関し必要な事項は、幹事会において協議する。

附 則

この規約は、平成18年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年9月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月6日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年3月14日から施行する。
- 2 年会費については、第8条の規定にかかわらず、平成24年9月1日から平成25年3月31日までに納入のあった会員については、平成25年4月1日に始まる会計年度の年会費はその半額とする。
- 3 平成25年3月31日以前に就任している幹事、役職及び会計監査の任期については、第11条第3項及び第5項、第12条第4項の規定にかかわらず、平成26年4月1日に始まる会計年度の幹事、役職及び会計監査が選出されるまでの期間とする。
- 4 平成24年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、平成24年9月1日より平成25年3月31日までをもって1会計年度とする。

附 則

この規約は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月21日から施行する。